

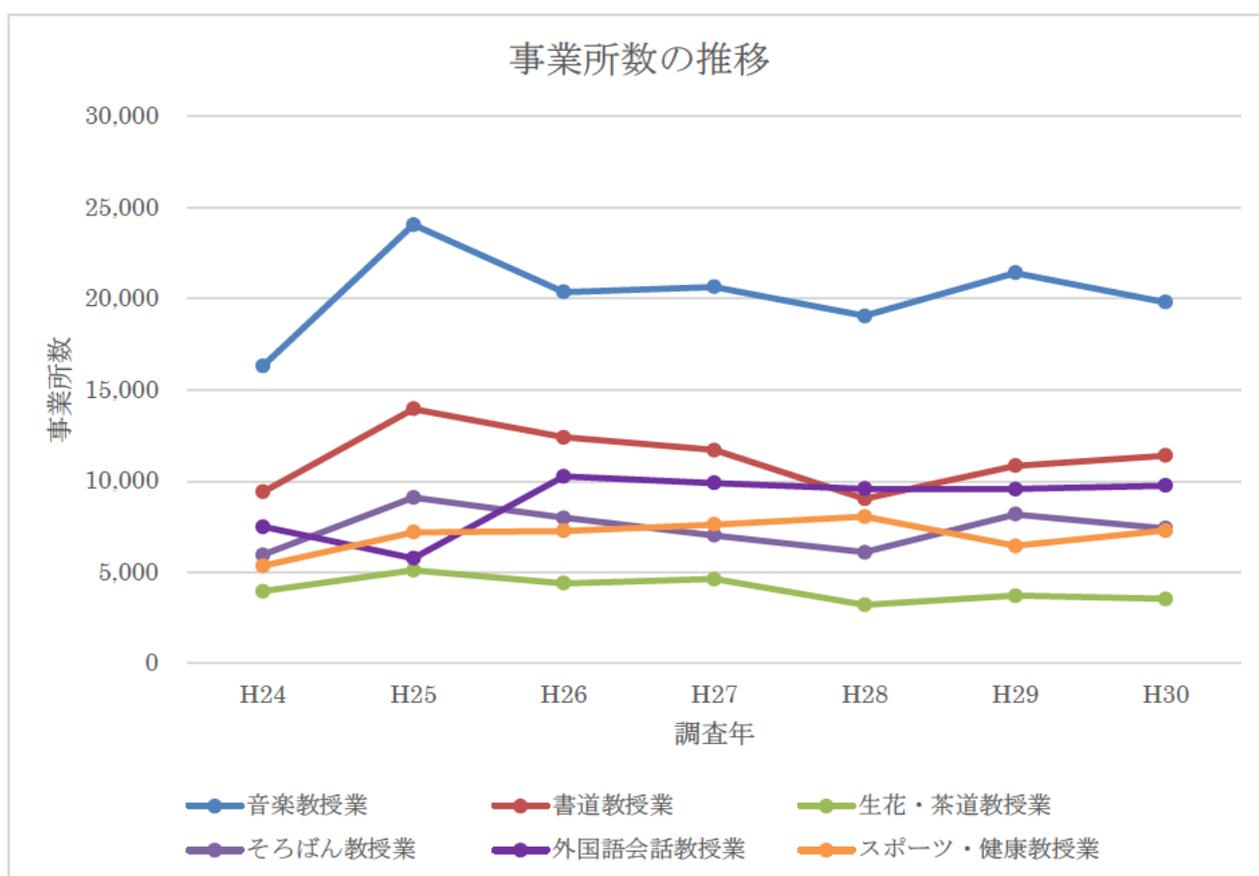
## 「824 教養・技能教授業」の事業規模等について

## 1. 事業規模について

「824 教養・技能教授業」に分類されている、「8241 音楽教授業」、「8242 書道教授業」、「8243 生花・茶道教授業」、「8244 そろばん教授業」、「8245 外国語会話教授業」、「8246 スポーツ・健康教授業」について、事業所数、従業員数、売上（収入）による事業規模について下記のとおりご報告します。

## (1) 事業所数について

## ① 事業所数の推移について



(単位：箇所)

調査年	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業
H24	16,306	9,402	3,954	5,949	7,484	5,342
H25	24,059	13,944	5,099	9,090	5,755	7,186
H26	20,360	12,392	4,381	7,974	10,252	7,251
H27	20,646	11,684	4,615	7,007	9,896	7,613
H28	19,051	9,020	3,200	6,079	9,570	8,044
H29	21,423	10,835	3,698	8,170	9,548	6,432
H30	19,811	11,390	3,534	7,400	9,739	7,274

※ 調査年が H24、28 は、経済センサスの数値

※ 調査年が H25～27、H29～30 は、特定サービス産業実態調査の数値

② H24～30における小分類に占める各事業所数の割合について

(単位：箇所、%)								
H24	小分類	教養・技能教授業	65,290					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	16,306	9,402	3,954	5,949	7,484	5,342	16,853
	小分類に占める割合	25.0	14.4	6.1	9.1	11.5	8.2	25.8
H25	小分類	教養・技能教授業	85,243					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	24,059	13,944	5,099	9,090	5,755	7,186	20,111
	小分類に占める割合	28.2	16.4	6.0	10.7	6.8	8.4	23.6
H26	小分類	教養・技能教授業	79,509					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	20,360	12,392	4,381	7,974	10,252	7,186	16,897
	小分類に占める割合	25.6	15.6	5.5	10.0	12.9	9.1	21.3
H27	小分類	教養・技能教授業	78,632					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	20,646	11,684	4,615	7,007	9,896	7,613	17,170
	小分類に占める割合	26.3	14.9	5.9	8.9	12.6	9.7	21.8
H28	小分類	教養・技能教授業	74,008					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	19,051	9,020	3,200	6,079	9,570	8,044	19,044
	小分類に占める割合	25.7	12.2	4.3	8.2	12.9	10.9	25.7
H29	小分類	教養・技能教授業	77,461					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	21,423	10,835	3,698	8,170	9,548	6,432	17,356
	小分類に占める割合	27.7	14.0	4.8	10.5	12.3	8.3	22.4
H30	小分類	教養・技能教授業	76,422					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	事業所数	19,811	11,390	3,534	7,400	9,739	7,274	17,276
	小分類に占める割合	25.9	14.9	4.6	9.7	12.7	9.5	22.6

※ 各年度の数値は下記の統計票の数値を用いている。

- ・平成24年経済センサス・活動調査 第2巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計 産業（細分類）別民営事業所、従業員数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く） — 全国
- ・平成25年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成26年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成27年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成28年経済センサス・活動調査 第2巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計 産業（細分類）別民営事業所、従業員数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く） — 全国
- ・平成29年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成30年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高

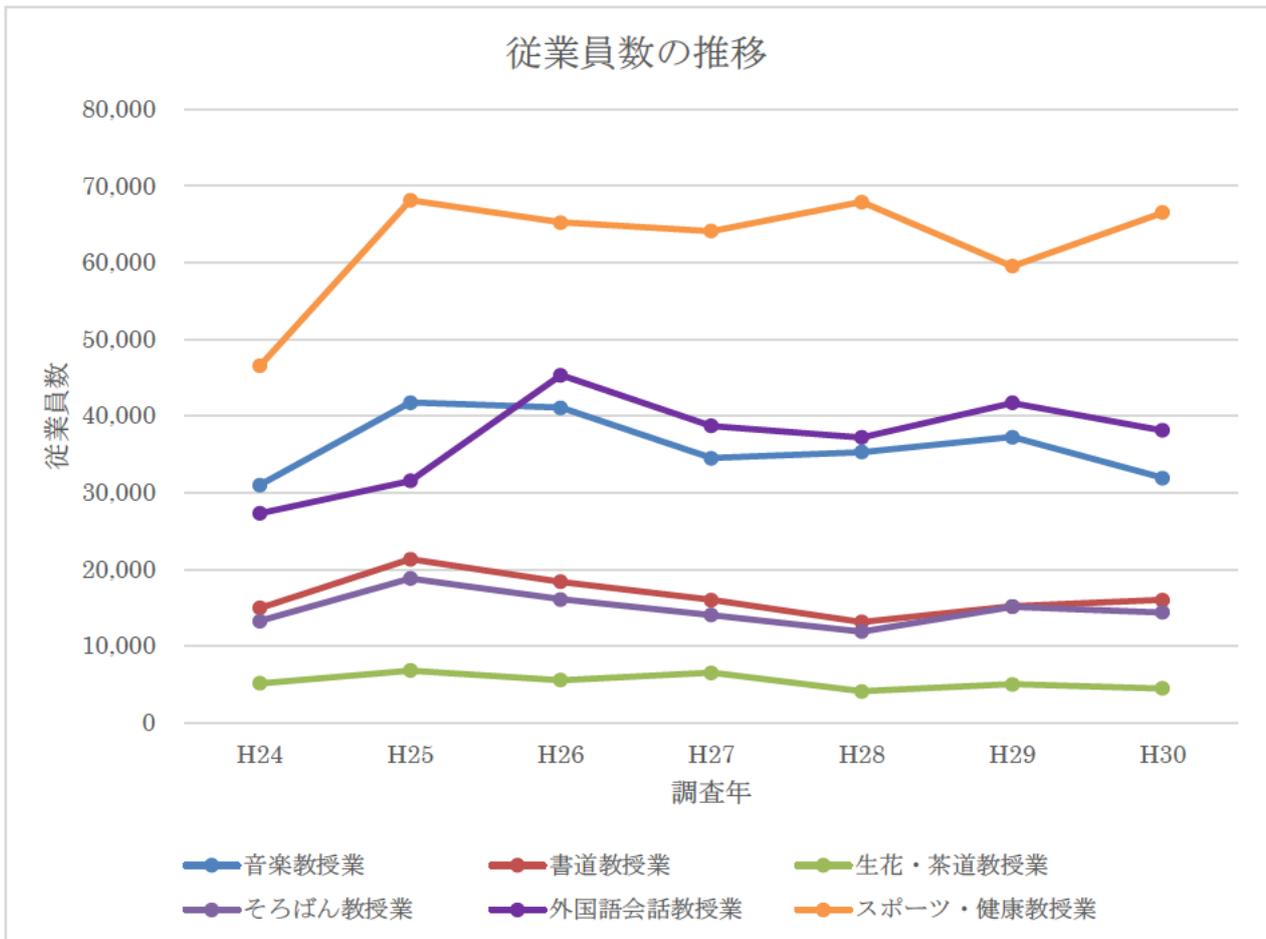
※ 特定サービス産業実態調査（H25～27、H29～30）の「その他の教養・技能教授業」には、同調査における「カルチャーセンター」及び「家庭教師」の数値を含む。

※ 小分類に占める割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計割合は一致しない場合がある。

※ 教養・技能教授業は標本調査で実施しており、公表数値については拡大推計して集計後に四捨五入しているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(2) 従業員数について

① 従業員数の推移について



(単位：人)

調査年	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業
H24	31,028	15,003	5,160	13,287	27,318	46,540
H25	41,783	21,353	6,806	18,824	31,544	68,151
H26	41,090	18,399	5,563	16,091	45,350	65,237
H27	34,536	16,024	6,516	14,085	38,720	64,139
H28	35,325	13,143	4,129	11,889	37,236	67,902
H29	37,258	15,198	5,010	15,156	41,738	59,560
H30	31,948	16,034	4,484	14,398	38,126	66,562

※ 調査年が H24、28 は、経済センサスの数値

※ 調査年が H25～27、H29～30 は、特定サービス産業実態調査の数値

② H24～30における小分類に占める各従業員数の割合について

(単位：人、%)								
H24	小分類	教養・技能教授業	203,489					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	31,028	15,003	5,160	13,287	27,318	46,540	65,153
	小分類に占める割合	15.2	7.4	2.5	6.5	13.4	22.9	32.0
H25	小分類	教養・技能教授業	263,793					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	41,783	21,353	6,806	18,284	31,544	68,151	75,331
	小分類に占める割合	15.8	8.1	2.6	7.1	12.0	25.8	28.6
H26	小分類	教養・技能教授業	256,477					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	41,090	18,399	5,563	16,091	45,350	65,237	64,747
	小分類に占める割合	16.0	7.2	2.2	6.3	17.7	25.4	25.2
H27	小分類	教養・技能教授業	232,586					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	34,536	16,024	6,516	14,085	38,720	64,139	58,565
	小分類に占める割合	14.8	6.9	2.8	6.1	16.6	27.6	25.2
H28	小分類	教養・技能教授業	241,604					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	35,325	13,143	4,129	11,889	37,236	67,902	71,980
	小分類に占める割合	14.6	5.4	1.7	4.9	15.4	28.1	29.8
H29	小分類	教養・技能教授業	235,409					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	37,258	15,198	5,010	15,156	41,738	59,560	61,488
	小分類に占める割合	15.8	6.5	2.1	6.4	17.7	25.3	26.1
H30	小分類	教養・技能教授業	230,347					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	従業員数	31,948	16,034	4,484	14,398	38,126	66,562	58,796
	小分類に占める割合	13.9	7.0	1.9	6.3	16.6	28.9	25.5

※ 各年度の数値は下記の統計票の数値を用いている。

- ・平成24年経済センサス活動調査 第2巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計産業（細分類）別民営事業所、従業員数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く） — 全国
- ・平成25年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成26年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成27年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成28年経済センサス活動調査 第2巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計産業（細分類）別民営事業所、従業員数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く） — 全国
- ・平成29年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成30年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高

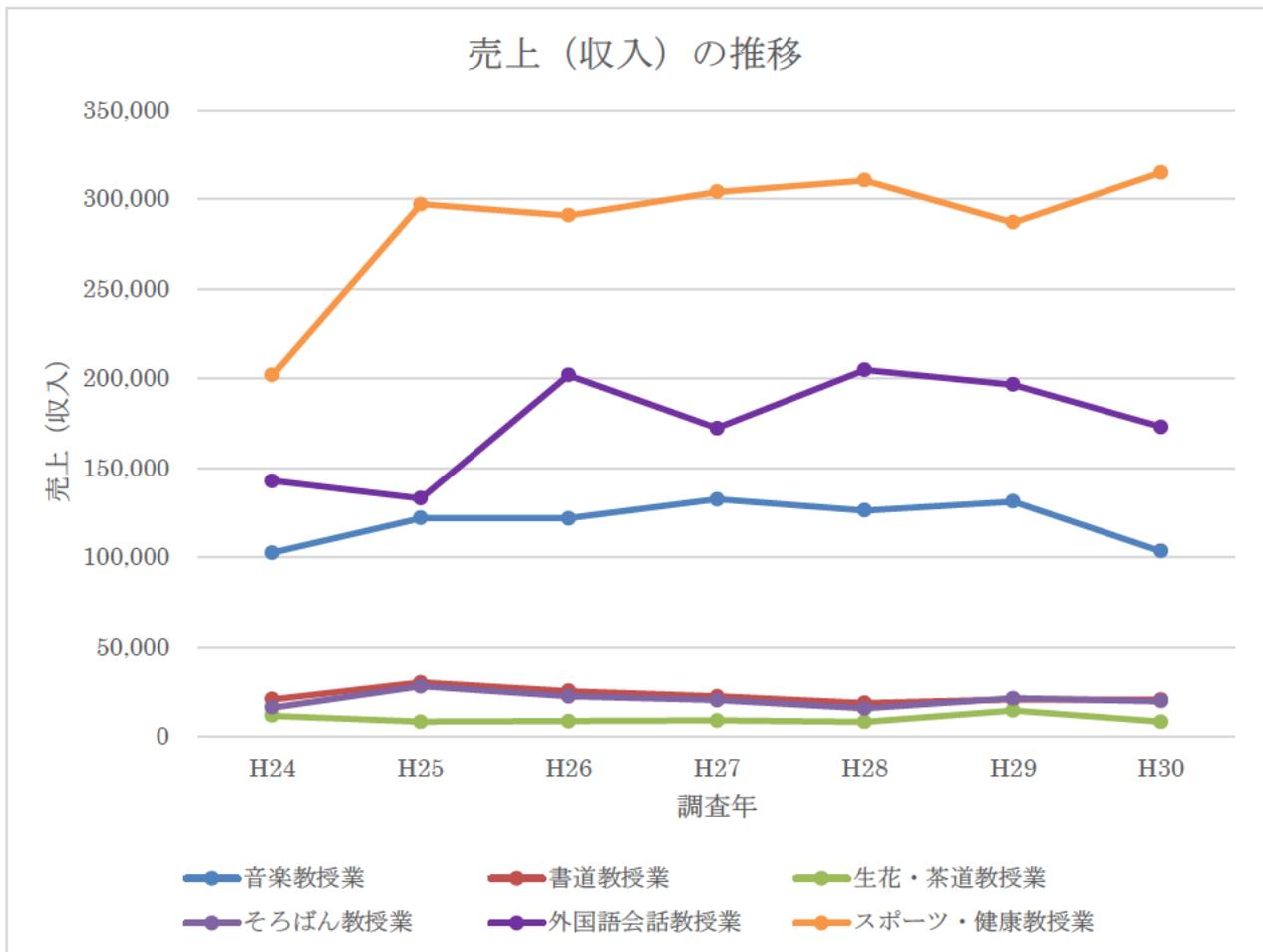
※ 特定サービス産業実態調査（H25～27、H29～30）の「その他の教養・技能教授業」には、同調査における「カルチャーセンター」及び「家庭教師」の数値を含む。

※ 小分類に占める割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計割合は一致しない場合がある。

※ 教養・技能教授業は標本調査で実施しており、公表数値については拡大推計して集計後に四捨五入しているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(3) 売上（収入）について

① 売上（収入）の推移について



(単位：百万円)

調査年	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業
H24	102,601	20,959	11,591	16,281	142,699	201,899
H25	121,894	30,364	8,272	28,242	132,880	297,142
H26	121,758	25,435	8,573	22,498	202,038	290,943
H27	132,501	22,547	8,890	20,410	172,280	304,162
H28	126,197	18,736	8,218	15,808	204,874	310,511
H29	131,116	20,830	14,570	21,516	196,619	287,093
H30	103,518	20,669	8,334	19,893	172,986	314,904

※ 調査年が H24、28 は、経済センサスの数値

※ 調査年が H25～27、H29～30 は、特定サービス産業実態調査の数値

② H24～30における小分類に占める売上（収入）の割合について

(単位：百万円、%)								
H24	小分類	教養・技能教授業	1,060,313					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	102,601	20,959	11,591	16,281	142,699	201,899	564,283
	小分類に占める割合	9.7	2.0	1.1	1.5	13.5	19.0	53.2
H25	小分類	教養・技能教授業	905,934					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	121,894	30,364	8,272	28,242	132,880	297,142	287,139
	小分類に占める割合	13.5	3.4	0.9	3.1	14.7	32.8	31.7
H26	小分類	教養・技能教授業	932,835					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	121,758	25,435	8,573	22,498	202,038	290,943	261,589
	小分類に占める割合	13.1	2.7	0.9	2.4	21.7	31.2	28.0
H27	小分類	教養・技能教授業	917,481					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	132,501	22,547	8,890	20,410	172,280	304,162	256,691
	小分類に占める割合	14.4	2.5	1.0	2.2	18.8	33.2	28.0
H28	小分類	教養・技能教授業	1,211,712					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	126,197	18,736	8,218	15,808	204,874	310,511	527,367
	小分類に占める割合	10.4	1.5	0.7	1.3	16.9	25.6	43.5
H29	小分類	教養・技能教授業	915,072					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	131,116	20,830	14,570	21,516	196,619	287,093	243,328
	小分類に占める割合	14.3	2.3	1.6	2.4	21.5	31.4	26.6
H30	小分類	教養・技能教授業	859,511					
	細分類	音楽教授業	書道教授業	生花・茶道教授業	そろばん教授業	外国語会話教授業	スポーツ・健康教授業	その他の教養・技能教授業
	売上（収入）	103,518	20,669	8,334	19,893	172,986	314,904	219,208
	小分類に占める割合	12.0	2.4	1.0	2.3	20.1	36.6	25.5

※ 各年度の数値は下記の統計票の数値を用いている。

- ・平成24年経済センサス-活動調査 第2巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計産業（細分類）別民営事業所、従業員数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く）— 全国
- ・平成25年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成26年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成27年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成28年経済センサス-活動調査 第2巻 事業所の売上（収入）金額に関する集計産業（細分類）別民営事業所、従業員数及び売上（収入）金額（外国の会社及び法人でない団体を除く）— 全国
- ・平成29年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高
- ・平成30年特定サービス産業実態調査 1. 全規模の部 ①総合統計表 第4表 事業所の事業形態別の事業所数、従業者数及び年間売上高

※ 特定サービス産業実態調査（H25～27、H29～30）の「その他の教養・技能教授業」には、同調査における「カルチャーセンター」及び「家庭教師」の数値を含む。

※ 小分類に占める割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計割合は一致しない場合がある。

※ 売上（収入）額は、百万円未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない場合がある。

※ 教養・技能教授業は標本調査で実施しており、公表数値については拡大推計して集計後に四捨五入しているため、総計と内訳の合計とが一致しない場合がある。

## 2. 政策上の対応

### (1) 書道、華道、茶道について

#### ①文化芸術推進基本計画

書道、華道及び茶道については、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第十二条において「国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされており、同法第七条に基づき「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）が定められております。

文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）（第1期、平成30年度～令和4年度）においては、「政府一体となって本基本計画を推進することにより、文化芸術の「多様な価値」、すなわち文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に「活用・好循環させ」、「文化芸術立国」を実現することを目指す。（前文）」とされており、今後の文化芸術施策の目指すべき姿として、

#### ○目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育

文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。

#### ○目標2 創造的で活力ある社会

文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成されている。

#### ○目標3 心豊かで多様性のある社会

あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。

#### ○目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。

とされ、目標の達成に向けた戦略として

#### ○戦略1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

文化芸術の創造と発展を図り、我が国の優れた文化芸術を次世代へ確実に継承するとともに、豊かな文化芸術教育の充実を図る。

#### ○戦略2 文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

文化芸術に対する効果的な投資により、我が国の豊かな文化芸術資源を活用し、さらに複合領域等の文化の萌芽、情報通信技術等の活用推進、衣食住の文化を含む暮らしの文化の振興、文化芸術を活かした観光、文化芸術に関連する産業や市場（マーケット）の育成等、文化芸術によるイノベーションを実現する。

○戦略3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献

2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。

○戦略4 多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障害者や在留外国人などが生涯を通じて、あらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるように促すとともに、地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化による多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図る。

○戦略5 多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

○戦略6 地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

全国各地において、国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、文化施設、企業等の民間事業者等を含む関係機関相互の連携強化を図り、総合的な文化芸術政策を担いつつ、地域の連携・協働を推進するプラットフォーム（関係機関等の対等な立場でのゆるやかな連携・協働を可能とする枠組み）を形成する。

と定められております。

「文化芸術推進基本計画（第1期）」の概要  
～文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる～

本計画の位置付け・ポイント

- **新・文化芸術基本法第7条に基づく初めての文化芸術推進基本計画。**今後の文化芸術政策の目指すべき姿や今後5年間(2018～2022年度)の文化芸術政策の基本的な方向性を示したものの。
- 文化芸術の本質的価値に加え、文化芸術が有する**社会的・経済的価値を明確化。**文化芸術立国の実現に向けて、文化芸術により生み出される**多様な価値**を、文化芸術の更なる継承・発展・創造に**活用・好循環**。
- **関係府省庁の文化芸術関連施策について新・文化芸術基本法第36条に基づく「文化芸術推進会議」(関係府省庁の局長級会議)での連絡調整を経て盛り込み。**文化GDP等の**評価指標に基づく評価検証サイクル**を確立し、毎年度計画をフォローアップ。
- 文化審議会ではこれまで総会、文化政策部会、基本計画WGを計15回、分野別分科会・WGを計14回開催。文化芸術関係者を委員に迎え、文化芸術団体からのヒアリングを実施するなど、**現場の意見を幅広くみ取って審議**。

I 文化芸術政策を取り巻く状況等	II 今後の文化芸術政策の目指すべき姿
<p><b>(1) 文化芸術の価値</b> (本質的価値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな人間性を涵養、創造力・感性を育成</li> <li>・文化的な伝統を尊重する心を育成</li> </ul> <p>(社会的・経済的価値)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他者と共感し合う心、人間相互の理解を促進</li> <li>・質の高い経済活動を実現</li> <li>・人間尊重の価値観、人類の真の発展に貢献</li> <li>・文化の多様性を維持、世界平和の礎</li> </ul> <p><b>(2) 文化芸術を取り巻く状況変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新・文化芸術基本法の成立</li> <li>・少子高齢化・グローバル化・情報通信技術の急速な進展等社会状況の変化</li> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催</li> </ul> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">↓</p> <p style="text-align: center;"><b>文化芸術立国の実現を</b></p>	<p style="border: 1px solid #34495e; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">文化芸術は、それ自身が固有の意義と価値を有し、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けるという<b>文化芸術基本法の精神を前提</b>とし、以下のように定める。</p> <p><b>目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育</b> 文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会が提供されている。</p> <p><b>目標2 創造的で活力ある社会</b> 文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。</p> <p><b>目標3 心豊かで多様性のある社会</b> あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。</p> <p><b>目標4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム</b> 地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域文化コミュニティが形成されている。</p>

現在、基本計画（第2期）に向けて下記のとおり検討が進められているところである。

（令和4年3月31日、文化審議会総会資料より抜粋）---

- 文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に当たっては、計画検討期間（令和4年度）における新型コロナウイルス感染症の感染状況等をめぐる情勢や、文化芸術団体・文化施設をはじめとする文化芸術の担い手の活動の鈍化等、継続するコロナ禍の影響にも十分に考慮しつつ、ウィズコロナ時代に相応しい計画を策定することが重要。

文化芸術施策の推進による成果を適切に判断することができる指標を設定し、当該指標に基づき、計画期間中に適切なフォローアップを実施し、講ずべき施策を常に改善していくことが重要。

- 第2期基本計画においては、文化芸術施策推進の理念やグランドデザインを定め、各年度に遂行される予算事業や法改正・税制改正等の方向性は、毎年度策定する実施計画（仮称）において記載することを検討する。

#### 【文化芸術活動の推進】

- 引き続き、社会全体の健康や幸福を維持するため、コロナからの文芸復興及び更なる活動の活性化を推進するために必要な施策を展開することが重要。

その際、コロナ禍からの復興という視点を併せて、コロナ禍において文化芸術活動を振興するための対応として、文化施設におけるオンライン対応の進展や、文化芸術活動に関する鑑賞・表現方法の多様化が進んだことにも注目し、積極的な施策展開を意識することが必要。

#### 【文化芸術のグローバル展開】

- 第2期基本計画において、我が国の文化芸術コンテンツのグローバル展開についての方向性をしっかりと位置づけ、その振興・活性化に必要な施策を展開することが重要。
- 我が国が国際的優位性を有している分野の更なる発展を図るための施策の在り方を、他省庁とも連携し、第2期基本計画に盛り込むことが必要。

#### 【文化芸術の担い手の基盤強化等】

- 我が国文化芸術の担い手の活動基盤を強固なものとするため、担い手同士がお互いに助け合い、技芸の発展を推進するための方策を多面的かつ長期的に検討する必要がある。
- 中長期的に我が国の文化芸術の担い手を確保する方策を検討することが必要。  
芸統芸能の伝承者を確保し、養成するため、独立行政法人日本芸術文化振興会にて実施する芸統芸能伝承者養成事業の活性化を図る。

#### 【文化芸術施策の評価について】

- エビデンスに基づく施策立案（EBPM）を旨とするとともに、実効的にPDCAサイクルを機能させるために、文化施策に携わる各省庁が適切に施策遂行の成果を判断するためのデータを収集することが重要。
- 丁寧なデータ収集、さらに文化芸術施策全般にわたる調査研究に向けて検討を進める必要がある。

---

## ②文化財保護

＜文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（概要、抜粋）＞

# 文化審議会 企画調査会報告書

～無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の創設に向けて～

## ＜概要＞

令和3年1月15日

### 1. 文化財を取り巻く現状と課題

#### (1) 現状

- 近年、守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、**文化芸術基本法**に規定されている**生活文化（茶道、華道、書道、食文化等）**の分野に係る文化財についても、**保存・活用の必要性の認識**が高まっている
- 一方、過疎化や少子高齢化等による**担い手不足等**に加え、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響**による**公演や地域の祭り等の中止・延期**も相まって、これら**無形の文化財の継承のための活動が十分に行われぬおそれのある危機的な状況**
- 制作後**50年を経過していない美術作品**について、国民的な財産と言えるものもあると考えられるが、**これまで文化財保護法の対象とされていない**。しかしながら、その一方、国際的な評価が高く**海外に流出するものも散見**

#### (2) 課題

- 生活文化や現代の美術作品など**現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積がまだ十分ではない文化財**について、その**特性に応じた継承**を図る必要
- 無形の文化財は、重要なものを重点的に保護する指定制度で保存・活用を図っているが、**幅広く保存・活用の措置**を講じていく必要
- 平成30年の文化財保存活用地域計画等の導入により、地域における文化財の把握が進む中で、**地域の実態に合わせた多様な取組**が求められ、**その充実が必要**

### 2. 各課題に対する対応方針

#### (1) 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度について

##### ① 必要性

- 平成18年に**ユネスコ無形文化遺産保護条約が発効**し、これまでに、我が国から22件の無形文化遺産が代表一覧表に登録
- 各地域で、地域の祭りなどが地域文化の特色として捉え直されるなど、**無形の文化財の継承に対する認識**が高まっている
- 無形の文化財は、公演、行事や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っており、**コロナ禍で継承が十分に行われぬおそれのある危機的状況**

##### ② 具体的な方策

- 無形の文化財について、既にある指定制度を補完する制度として、**登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度の創設**が適当。その際、財政支援の在り方の検討や、登録基準の柔軟な運用が重要

## (2)多様な文化財の保存・活用について

### ①必要性

#### ア. 生活文化等

- 生活文化は、我が国の多様な文化を表すものとして、積極的に保存・活用や振興を図っていくことが必要。一方、多様な分野があり、その特性を踏まえた慎重な議論が必要との指摘もあることから、適切な保護の在り方を検討することが必要 等

#### イ. 現代の美術作品

- 第2次世界大戦後（現代）の美術作品に関して、近年、国際的な評価が高まり、海外のコレクター等に高く評価され海外に流出するものもある。貴重な国民的財産と言えるものについては、積極的に文化財として価値を共有することが期待される

### ②具体的な方策

#### ア. 生活文化等

- 生活文化等の分野ごとに、その歴史的変遷や文化財的価値、継承のための課題などの実態を調査しつつ、登録制度の活用など文化財保護法上の適切な保存・活用を検討・実施

#### イ. 現代の美術作品

- 例えば、学術的な調査研究が進み、系統的又は網羅的に収集されたものについては登録制度の対象とするなど、文化財として適切に保存・活用を図る観点から有効な方策を検討していくべき

<文化審議会文化財分科会企画調査会報告書（本文、抜粋）>

- 近年、我が国の多様な文化の発信に対する期待が高まる中で、こうして守り育てられてきた文化財を継承していくことは一層重要になっている。その中で、平成 13 年に制定された文化芸術基本法では、我が国の文化芸術に関する基本的施策に関連して、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化を生活文化として、その振興を図ることとされており、これらの分野に係る文化財についても、その保存・活用の必要性について認識が高まっている。
- 特に、邦楽や邦舞、また茶道や華道、書道等の生活文化においては、当事者の声として、継承の基盤となる日常的な教授活動が継続できなくなっていることが指摘されている。これらの文化財に関しては、公演や行事の実施や日常的な教授活動がその保存・活用に重要な役割を担っているため、今般のコロナ禍によってその継承が十分に行われないうおそれのある危機的状況である。

他方、現行の重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度は、指定のための専門的審議に必要な学術的調査の蓄積が十分必要であることや、厳しい財政事情下における国庫補助のための予算的事情もあり、指定制度だけでは、上述のような状況に対して必ずしも効果的な対応策とは言えない。

こうした状況を踏まえ、存続が危ぶまれる無形の文化財を広く保護の対象とするため、新たな制度的措置を講じる必要がある。
- 上記の必要性を踏まえ、無形の文化財について、既にある重要無形文化財や重要無形民俗文化財の指定制度を補完する制度として、登録無形文化財制度及び登録無形民俗文化財制度を新たに創設することが適当である。

- 有形文化財においては、既に登録制度が設けられており、特に建造物については全国で 12,681 件（令和 3 年 1 月時点）が登録されるなど、登録制度を活用することで幅広い文化財の保存・活用が図られており、無形の文化財においても同様の取組が期待される。この点について、例えば、国が地域の郷土食を無形の民俗文化財として価値付けることによって、地域の人々の意識が変わり、その継承につながるとともに、そうした取組が来るべきインバウンド需要を迎えるに当たっても極めて有効に作用し、それが更なる取組につながっていくという好循環の創出が図られるとの指摘もあった。このほか、例えば、書道や日本酒等については、登録制度の活用により、担い手や保護すべき対象等が明確になるとともに、現在のユネスコ無形文化遺産登録を目指す動きを後押しすることにもつながり、その結果、国内だけでなく国際的にも認められ、これらの保存・活用がより一層図られるとの指摘もあった。

コロナ禍による無形の文化財への影響の大きさに鑑み、国は、本報告書の内容を踏まえ、直ちに制度の具体化を進め、実現するよう取り組むべきである。

- また、生活文化は、例えば書道のように、長い歴史性を有するとともに、時代の経過により書体の変遷や新たな表現が生まれるなどその様式が変化してきているものであることから、変化を前提として、どのように保存・活用を図るかという視点も重要である。加えて、例えば食文化には、しつらえや器も含めて、料理を取り巻く様々な文化的要素が融合して、一つの文化的価値を創出している側面もある。生活文化については、こうした特徴に留意しつつ保存・活用を図ることが重要である。
- 生活文化は、一定の流派や継承者が伝承・発展させてきた、洗練された高度なわざが無形文化財として保護の対象となり得ると考えられる一方で、例えば書道における書き初め、七夕における短冊作りや食文化における郷土食など、国民の日常生活に広く密接に根付いた事象も包摂している。このため、生活文化に係る文化財の継承に当たっては、民間の創意による振興を妨げないよう留意しつつ、その保存を図るとともに、その活用を意識した取組を図ることが重要である。

上記提言を踏まえ、文化財保護法が一部改正され、登録無形文化財の登録基準が制定された。そこには、これまでの芸能、工芸技術の分類に加え、生活文化も規定された。

## 文化財保護法の一部を改正する法律（令和3年4月23日公布）の概要

### 趣旨

社会の変化に対応した文化財保護の制度の整備を図るため、**無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度を新設**し、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図るとともに、**地方公共団体による文化財の登録制度**及び文部科学大臣への文化財の登録の提案等について定める。

### 概要

#### 【文化財保護の制度】

	文化財の種類	指定 強い規制と 手厚い保護措置	登録 幅広く緩やかな 保護措置
国	有形文化財 建造物、美術工芸品 等	○	○
	有形の民俗文化財 衣食住の用具 等	○	○
	無形文化財 芸能、工芸技術 等	○	新設
	無形の民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 等	○	新設
地方	[文化財の種類は任意]	○	新設

## 1. 無形文化財及び無形の民俗文化財の登録制度の新設

### (1) 無形文化財の登録制度

- 文部科学大臣は、重要無形文化財に**指定されていない無形文化財**のうち、その文化財としての価値に鑑み**保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの**を文化財登録原簿に**登録できる**こととする（登録に際し、保持者又は保持団体を併せて認定）。【第76条の7 関係】

#### 【登録の効果】

- ・ 保持者の氏名変更等の**届出義務**（罰則あり）【第76条の9 関係】
- ・ 保存・公開に要する経費の**補助、指導助言**【第76条の10～第76条の12 関係】
- ・ **登録無形文化財保存活用計画の作成・認定**【第76条の13～第76条の17 関係】  
（名称及び保持者等、具体的な措置の内容、計画期間等）

### (2) 無形の民俗文化財の登録制度

- (1) **無形文化財と基本的に同様の**制度として新設する。【第90条の5～第90条の11 関係】

### (3) 施行期日

- 公布日から3月以内で政令で定める日（令和3年6月14日）

<登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準（令和3年9月1日一部改正）>

○登録無形文化財の登録並びに保持者及び保持団体の認定の基準

（文化財保護委員会告示第九十号）

第一 登録無形文化財の登録基準

〔芸能関係〕

保存及び活用のための措置が特に必要な演劇、音楽、舞踊その他の芸能（重要無形文化財及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 芸能史上の意義を有するもの
- 三 芸能の成立又は変遷の過程を示すもの

〔工芸技術関係〕

保存及び活用のための措置が特に必要な陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術（重要無形文化財及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 工芸史上の意義を有するもの
- 三 工芸技術の成立又は変遷の過程を示すもの

〔生活文化関係〕

保存及び活用のための措置が特に必要な生活文化（文化芸術基本法（平成十三年法律第四百四十八号）第十二条に規定する生活文化のうち無形の文化的所産をいう。以下同じ。）（文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 芸術上の価値の高いもの
- 二 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの
- 三 生活文化の成立又は変遷の過程を示すもの

第二 登録無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

〔芸能関係〕

保持者

登録無形文化財に登録される芸能（以下単に「芸能」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

芸能を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

〔工芸技術関係〕

保持者

登録無形文化財に登録される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

工芸技術を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

〔生活文化関係〕

保持者

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者

保持団体

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

これらを受け、令和3年12月2日、書道が登録無形文化財に登録された。

## 登録無形文化財の登録について



### 無形文化財の登録について

〔登録候補の名称〕 書道

〔分類〕 生活文化

〔適用登録基準〕

- (一) 芸術上の価値の高いもの
- (二) 生活文化に係る歴史上の意義を有するもの

〔登録年月日〕 令和3年12月2日

〔概要〕

- ・書道は、毛筆を用いて言語を表記する表現行為であり、漢字、仮名、漢字仮名交じりによる表現のほか、篆刻も含まれる。
- ・書道では、文房四宝(筆、墨、硯、紙)をはじめとする多様な用具用材を用いながら、優れた書の臨書を通じた書法の習得に始まり、それを追究、応用することによって、高度に美的な表現を創出してきた。
- ・漢字の伝来以来、我が国特有の技法等を形成しつつ、手習いを中心とした書写や鑑賞等により文字文化を生活の中に普及させるなど、生活文化における書道の歴史上の意義は大きい。



### 保持団体の認定について

〔保持団体の名称〕 日本書道文化協会（令和3年8月設立）

〔代表者〕 会長 井茂圭洞

〔事務所の所在地〕 東京都港区

〔保持団体の登録基準〕

登録無形文化財に登録される生活文化を体得し、かつ、これに精通している者が主たる構成員となっている団体

〔概要〕

書道の伝統的な書法を受け継ぎ、未来へと継承していくために、その書道の技の保存と向上を図る目的で設立された団体。

### ③伝統文化親子教室事業

文化庁においては、次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、華道、茶道、囲碁、将棋などの伝統文化、生活文化及び国民娯楽に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供する取組に対して支援を行うことにより、伝統文化等の継続と発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することを目的として「伝統文化親子教室事業」を実施しており、華道や茶道などを行う事業者が行う事業（教室等）に財政的な支援を行っている。

### ④芸術文化振興基金

「芸術文化振興基金」は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定的に行っている。

○助成事業の実績（2018～2021年度）

<書道関連事業>

- ・滋賀県書道協会（展覧会）、書道芸術院（書道展）など23事業

<華道関連事業>

- ・京都鴨沂会（留学生伝統文化体験学習会）など3事業

<茶道関連事業>

- ・三徳庵（茶道文化学術助成）など5事業

(2) そろばんについて

そろばんは、小学校学習指導要領（平成29年告示）における、小学校第3学年の算数、小学校第4学年の算数において下記のとおり位置づけられている。

○学習指導要領（第3学年、算数より抜粋）

2 内容

A 数と計算

(8) そろばんを用いた数の表し方と計算に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) そろばんによる数の表し方について知ること。

(イ) 簡単な加法及び減法の計算の仕方を知り、計算すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) そろばんの仕組みに着目し、大きな数や小数の計算の仕方を考えること。

○学習指導要領（第4学年、算数より抜粋）

2 内容

A 数と計算

(8) そろばんを用いた数の表し方と計算に関わる数学的活動を通して、次の事項を身に付けることができるように指導する。

ア 次のような知識及び技術を身に付けること。

(ア) 加法及び減法の計算をすること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) そろばんの仕組みに着目し、大きな数や小数の計算の仕方を考えること。

## 1. 書道の歴史について（書道教授業関係）

文字の起源は不明であるが、漢字についての古い例としては、文字が甲骨や石等に刻されたものや青銅器等の金属に鑄込まれたもの、簡牘や紙に書かれたもの等が現存している。それらの文字が、中国から伝来し、日本の書道の礎を作ったとされる。

平安時代前期には、王羲之の清らかな書を基本としつつも、顔真卿の大らかで粘りのある力強い書風等にも影響を受け、日本独自の書の基礎を構築していった「三筆」（空海、嵯峨天皇、橘逸勢）が登場した。平安時代中期には、遣唐使廃止等で日本独自の文化様式である国風文化が花開き、同時期には王羲之を基本としながらもどっしりとして丸みがある書風の「小野道風」をはじめとする「三跡（三蹟）」（小野道風、藤原佐理、藤原行成）が登場し、この時代に和様が大成していった。

鎌倉時代中期に、南宋文化が移入されるようになると、幕府が禅宗を重用し、禅僧の来日と留学が盛んになった。当時は参禅修行の証明という形で師匠から弟子に伝えられた書であったが、その後には書跡そのものが尊ばれるようになると、禅僧の書は、自由剛健な書風で「墨跡」と呼ばれる「書」の一分野として確立された。臨済宗建仁寺派の栄西、大徳寺派の宗峰妙超等の禅僧も、宋時代の書に影響を受けた逞しく力強い書を残している。

江戸時代に、青蓮院流の流れを汲む御家流が幕府の公用書体となり、庶民を含む幅広い層に普及した。そのような中、江戸時代前期を中心に、「寛永の三筆」「本阿弥光悦、近衛信尹、松花堂昭乗」が活躍した。装飾的な書を専らとした本阿弥光悦、定家様を基として豪快で力強い仮名を特徴としていた近衛信尹、青蓮院流と大師流を基本としながら、古筆等のエッセンスを盛り込んでいる書表現が特徴の松花堂昭乗は、いずれも戦乱の世の後、停滞していた書、型にはまっている書に新風を巻き起こすこととなった。

一方で、幕府の儒学政策を背景に宋・元・明の時代の書家に影響された唐様が流行した。御家流に見られるように和様は様式・形式化する傾向があり、誰もが同様に触れやすいという反面、新しい書風を生み出しにくいものであった。対して、唐様書は、儒学者や医者等、漢字に精通した人たちの中で、新鮮で独特な書風として受け入れられた。特に、修禅に裏付けられた雄健闊達な書風である「黄檗の三筆」（隠元隆琦、木庵性瑠、即非如一）の登場は、唐様が流行する礎を築いた。

そして、江戸時代後期には、書を職業とする専門書家が現れ、大いに活躍した。中でも、「幕末の三筆」（巻菱湖、貫名松翁、市河米庵）は晋唐の時代の書を尊重しながらも個性のある書を表し、明治時代以降の書に影響を与えた。

江戸時代には庶民の教育機関として寺子屋が普及したことが知られるが、古くは中世末から寺院において世俗教育が行われていたと言われる。寺子屋での教育内容は、読、書、算であり、「手習」が中心であった。手習は手跡を学ぶこと、手本を習うことであり、習字ともいい、書写・筆写の練習、書道・華道に精進すること等をいう。寺子屋では、「いろは」からはじまり、基本となる漢字、単語等を書き習い、庶民生活必須の内容を収録した各種の往来物を教材とした。手習は、古くから子弟・子女の教養の1つとされ、奈良時代には王羲之の書法を重んじ、平安時代は三筆・三跡の手本が珍重された。鎌倉時代になると貴族以外にも手習が普及し、武家の子弟はもちろんのこと、寺院

では庶民の子供を集めて教授した。室町時代には庶民の間に広く流行し、習字という言葉もこのころから使われ始めている。手本の主流は青蓮院流であった。江戸時代に寺子屋が普及すると、御家流が隆盛を極めた。

明治維新以降、中国や西欧等の諸外国から日本に様々な文化が移入し、書道もその影響を強く受けた。まず、書体等については、公用書体が後家流から漢字を中心とした唐様に変更され、唐様が書体として広く用いられることになった。明治13年(1880)には、楊守敬が来日し、碑版法帖が大量にもたらされたことで、臨書が多様化し、多くの書家が日本の伝統的な書法や筆法を基礎としながら、新たに金石学等の清の書学も学び、六朝の書風を取り込んでいった。特に日下部鳴鶴は多くの門人を有していたため、全国にその書風が伝わった。

第二次世界大戦後に、書道団体の復興が盛んになってくると、展覧会開催事業がその活動に位置付けられ、時代が下るにつれその比重が増していくこととなった。今日に繋がる主なものとして、明治40年(1907)に第1回文部省美術展覧会が開催されたこと、また、その後継ともいべき日展において、書の部門が昭和23年(1948)に第5科に設けられたこと、同年に現在の毎日書道展の前身となる「全日本書道展」が開催されたこと等が挙げられる。

これらにより書道が美術界においてもその地位を確立していくこととなった。

昭和59年(1984)には、第1回産経国際書会と第1回読売書法展が開催され、今日では、単一の門流による社中展等、様々な規模での展覧会活動が行われ、書家の発表の場となっている。

(出典：令和2年度 生活文化調査研究事業(書道)報告書 文化庁地域文化創生本部事務局)

## 2. 華道の歴史について(生花・茶道教授業関係)

古代の宗教的、そして、世俗的な花文化が融合する結節点の一つとなったのは、中世に形成された座敷飾りであった。武家が主役となるこの時代、会所と呼ばれる寄合の場が発展した。主に連歌会などを催す場である。また、中世前期には、唐物花瓶を鑑賞する花会(花勝負、花合)も盛んに催された。古代に形成された花文化が、中世になって室内装飾や花器鑑賞といった周辺の文化、あるいは大陸文化とも結びついて、華道が誕生したといえる。

室町時代の中頃になると、挿花に関する人物の名が記録されるようになる。これは、花を挿すことに優劣が問われるようになり、その結果「花の名手」とみなされる人物が生まれてきたことを意味している。15世紀中頃には中臈蔵主や専慶といった人物の名が見える。応仁の乱後になると、京都に幾つかの花文化の中心地が形成されるようになった。

花文化が具体的な形を整えるようになった室町時代後期には、挿花について記された書、いわゆる花伝書が残されるようになる。書物が記されるということは、ルールであったり型であったり、挿花文化に一定の形式が作られたということの意味している。16世紀になるとこのような花伝書が数多く出現する。

華道文化に大きな転機が訪れたのは1600年前後、すなわち、日本史における中世から近世への移行期であった。桃山文化と呼ばれるこの時代の文化的特徴である華麗な建築様式と相まって、挿花もまた大型化し豪華になった。

桃山文化の一つの特徴は「豪華絢爛」であるが、他方で「侘び」という一見対極的な価値観・美意識も内包していた。挿花に関していうと、「豪華絢爛」に対応する花が立華なら、「侘び」

に対応したのは<sup>なげいれはな</sup>・<sup>ちやぼな</sup>であった。後者は定まった型を持たないので定義するのが難しいが、立華と比較して小型でカジュアルな花といえる。「<sup>なげ</sup>ける」とは上方に向かって「立てる」のではなく、横の方に流して挿すことを意味する。中世から、式正の花である立て花とは別に、天井から釣り下げた釣り花器や柱や壁に掛けられた掛け花器に軽く挿された花が<sup>なげいれ</sup>（花）と呼ばれたが、後世には置き花器の花もそれに含まれるようになる。また、この花は、中世後期に隆盛した侘び茶の室内装飾にも取り入れられ、茶花としても発展する。

17世紀後半頃から立華が形式化・硬直化してその限界が見えてくると、この<sup>なげいれはな</sup>が隆盛した。

その後18世紀の中頃になると、源氏流の<sup>ちばりゅうぼく</sup>の活躍もあり、<sup>せいけ</sup>という様式が形成される。図式的に言えば、生花は立華と<sup>なげいれはな</sup>の中間に位置している。つまり、立華のような決まった型を有しながら、小型で一、二種類の花材しか用いないという点で<sup>なげいれはな</sup>に近いのである。これは経済的に余裕のある町人層が<sup>きょうおう</sup>に用いる花として生まれた。

嘉永5年（1853）のアメリカ艦隊の来航などを契機として江戸時代は終焉を迎え、日本は近代国家として再出発することとなる。その結果として華道を含む多くの伝統文化は断絶の危機を迎えた。

その一方で、その近代社会に対応した挿花も出現した。19世紀末に生まれた<sup>おほら</sup>流はその一つである。<sup>おほらうんしん</sup>によって明治末期に大阪で創流された小原流は<sup>もりばな</sup>という新たな様式を掲げたが、近代家屋にも合うこの様式は当時の日本社会において大流行し、多くの流派に取り入れられた。また、昭和2年（1927）には<sup>てしがはらそうふう</sup>によって<sup>そうげつ</sup>流が東京で設立された。金属や石などの無機物も積極的に用いた芸術的な作品を特徴とする。1930年代には作庭家の<sup>しげもりみ</sup>重森三<sup>れい</sup>玲をリーダーとして<sup>てしがはら</sup>勅使河原らも含むグループによって「新興いけばな宣言」が作成された。彼らは修養的性質を強調する「華道」という考え方を批判し、芸術的な「いけばな」を主張した。一方、池坊をはじめとする古典的な華道流派も明治中頃以降はその影響力を取り戻し、明治26年（1893）には第一回嵯峨天皇奉獻全国生花大会が開催された。また、真生流の<sup>すいどう</sup>山根<sup>すいどう</sup>翠堂など、古典的芸道論を近代的概念で整理する華道家も出現した。

戦後は「新興いけばな宣言」を受け継ぐ形で、<sup>おほらほううん</sup>勅使河原蒼風、<sup>ぶんぼ</sup>小原豊雲、中山文甫らにリードされた「前衛いけばな」などいわゆる「いけばな芸術」が隆盛した一方で、立華や生花などの古典的様式も伝統文化として存続している。また、中山幸夫や川瀬敏郎といった、個人的な作家の活躍も見られる。

（出典：令和2年度 生活文化調査研究事業（華道）報告書 文化庁地域文化創生本部事務局）

### 3. 茶道の歴史について（生花・茶道教授業関係）

茶は日本に自生していない植物であり、8世紀から9世紀にかけて、遣唐使によって中国からもたらされたと考えられている。弘仁7年（816）に<sup>さいちよう</sup>最澄が弟子の<sup>たいはん</sup>泰範に宛てた消息には、「<sup>ちやじゅっきん</sup>茶十斤」を送るという一文がある。ここから9世紀の初頭には、比叡山東山麓の坂本周辺で、既に茶の栽培が始まっていたことが推定される。

平安時代初期に日本で受容された茶の飲み方は、俗に「<sup>だんちや</sup>団茶」の名前で知られている。団茶とは中国唐時代に盛行した喫茶法であり、その詳細については<sup>りくろう</sup>陸羽の著書「<sup>ちやきょう</sup>茶経」にまとめられ

ている。

鎌倉時代には、貿易で訪れていた中国人商人たち、あるいは中国に留学した僧侶によって、新しい喫茶の方法である抹茶（点茶）がもたらされる。

鎌倉時代を通じて、抹茶は寺院から武家や公家への普及していった。正平6年（1351）奥書の絵巻物「慕帰 絵詞」（西本願寺蔵）には、歌会に伴う食事の準備の場面が描かれており、その傍らでは抹茶の茶道具が準備されている。この段階で、茶は既に薬用から脱し、嗜好品となっていた。

このように嗜好品として広まった茶は、次第に遊興的な側面を強くしていく。「太平記」には討幕を計画する後醍醐天皇が催す無礼講が「飲茶の会」であったと記されている。

室町時代には、足利将軍家の周辺において茶道具が吟味されるようになり、「満濟准后日記」の永享6年（1434）の条には、「九重」と名付けられた茶壺が登場している。また、将軍家周辺で命名された茶入としては、「付藻」「玉垣」「朱衣」などの銘が確認される。これらは、貿易によってもたらされた大量の中国製陶器（唐物）の中から選び抜かれた、形や釉薬の調子などが優れている作例であり、後には「名物」と呼ばれ、茶道具の規範となっていく。

15世紀後半には、奈良の茶人である珠光（村田珠光）の周辺で、新しい美意識の茶が萌芽していた。それは、将軍家周辺で評価された名品とは異なる、下手に分類される道具をあえて用いるというものであり、こうした美意識は、後に「わび茶」と呼ばれることになる。珠光に関する確実な記録は少ないものの、「古市播磨法師宛一紙（心の師の文）」と呼ばれる珠光の消息文には、連歌などの美意識を咀嚼し、高度な芸道論が確立しつつあった様子が示されている。

16世紀に入ると下京、さらに、貿易で栄えていた和泉国堺へとその影響が広まり、重要な担い手として、十四屋宗伍、武野紹鷗などが登場する。この珠光から紹鷗にかけての時期に、茶室において軽食と茶道具鑑賞を伴う喫茶の形式、「茶の湯」が整備されていった。

さらに、堺からは今井宗久、津田宗及、そして、千利休といった茶人が登場し、彼らは織田信長、次いで、豊臣秀吉に仕えることで、その影響を全国へと広めていく。中でも、秀吉に重用されたのが利休であった。利休は、釣瓶水指、竹花入、楽茶碗といった、身近な材料や京都近辺で製作できる茶道具を創出し、唐物名物の茶と対照的な茶の湯を様式として確立させた。

江戸時代中期を迎えると、各地方都市の発展に伴い、富裕な町人たちが茶道の主要な担い手となっていく。18世紀後半には、表千家の高弟である川上 不白が江戸に下向し、千家流の大流行を生み出していた。

19世紀初頭には、松江藩主の松平治郷（不昧）が名物道具の蒐集に力を注ぎ、大規模な名物集「古今名物類聚」を編纂させている。

幕末の大老として知られる井伊直弼（宗観）も、石州流の茶人としてその理論整備につとめ、その茶道論は著作「茶湯一会集」によって集大成される。同書で確立された「一期一会」「独座観念」といった概念は、近世における茶道理論の到達点であり、現代に至るまで茶道会で重んじる規範となっている。

明治維新による社会制度の変革は、江戸の幕藩体制に適応していった茶道界を大きく変貌させることになる。各地の大家に仕えていた茶道流派の家元などの場合は、禄を失って経済的な苦境に立たされた。

明治初頭の大きな変化としては、茶道が学校教育と結びついた点が挙げられる。その端緒を開

いたのが跡見花蔭<sup>あとみかげい</sup>であり、明治8年(1875)に跡見学校(現学校法人跡見学園)を開校し、その教育カリキュラムの一部として「点茶」を取り入れた。これは女性のお辞儀の仕方から畳の歩き方に至る礼法を教育するに当たり、茶道を通じて身に付けさせようとしたことがうかがわれる。

さらに、日清戦争、日露戦争の両戦争の数多くの戦災寡婦を生じさせた。女性が単身で生計を立てようとする中で、茶道の師範は主要な選択肢の一つとなった。

維新以降の茶道界を再活性化させた重要な担い手が、新興の財界人たちであった。彼らは、旧大名や寺社から流出した名物茶道具を蒐集しながら豪華な茶会を催したことから、現代では彼らを特に「近代数寄者<sup>きんたいすきしよ</sup>」と呼んでいる。

その中で絶大な存在感を持っていたのが、三井物産創業者である益田孝<sup>ますだたかし</sup>(鈍翁<sup>どんのう</sup>)である。益田は明治29年(1896)に弘法大師の名筆を展覧する「大師会<sup>だいしかい</sup>」を催すが、この会は財界人の社交場としての側面を帯び、現在まで続く「大寄せ茶会」の形式を確立したと位置付けられる。

益田孝をはじめとする近代数寄者は、昭和10年代に相次いで逝去し、第二次世界大戦後の財閥解体によって、その影響力を大きく低減させる結果となった。逆に、高度経済成長期を背景に、千家を中心とする茶道流派は門弟を増大させ、家元が茶道界の中心となる時代が到来する。

特に、昭和戦後期には近代数寄者たちのコレクションが美術館へと移管されると、名品茶道具は茶席で使用されるよりも、美術品として鑑賞するものという認識が強くなる。また、出版業界も巨大化した茶道界を有望な市場として捉え、さまざまな茶道書籍を刊行している。この茶道人口の増加と美術館における茶道具の展示、そして、書籍の刊行は相互に影響し合い、社会に文化的・教養的な趣味として茶道を認知させる結果を生み出した。

現在の日本で個人が茶道の活動を行う場合、自宅や職場に近い茶道教室や、学校でのクラブ活動、カルチャーセンターなどで行われている稽古に参加した時点で、その流派の門弟となり、流派を運営する組織の一員として登録されるのが一般的である。

茶道指導者の育成は、家元からの許状(免状)と資格の発行制度に基づき、社中単位で行われる。資格取得の流れは各流派で少しずつ異なるが、基本的には各段階の稽古の履修を認める許状の取得を続けていき、一定の技量に達したと認められると、家元への推薦を経て資格を取得することとなる。こうして指導者となり、稽古場を開いて自分の弟子を持つようになれば、そこに新たな社中が発生し、収益を得ることが可能となる。

(出典：令和2年度 生活文化調査研究事業(茶道)報告書 文化庁地域文化創生本部事務局)

#### 4. そろばんの歴史について(そろばん教授業関係)

日本にそろばんが伝わってきたのは、おそらく室町時代の後半、16世紀の終わりごろと思われます。中国との貿易が盛んになるにつれ、貿易商の手で長崎、境(大阪)などの港町に持ち込まれたようです。現存するそろばん其中最古のものは、加賀の前田家に伝わるものといわれています。豊臣秀吉が朝鮮に兵を進めた文禄の役(1592年)の折、肥前名護屋<sup>ひぜんなごや</sup>(佐賀県松浦郡鎮西町)に本陣を設けたときに藩主・前田利家が陣中で使用されたとされています。江戸時代初期の1627年、数学者・吉田光由<sup>よしだみつよし</sup>が数学の原理をやさしく説明した「塵劫記<sup>じんこうき</sup>」を著し、大衆の間に数学が浸透しました。そろばんは、「塵劫記」とともにしだいに普及して、子供たちも寺子屋で読み書きと一緒にそろばんを習うようになりました。

中国の数学書を基にして、江戸時代に独自の発展をとげた数学を「和算」といい、これを世界的水準に高めたのが近世の大数学者・関孝和です。彼が研究・発見した中で最も有名なものに、天元術（代数学）、円理術（微積分学）があります。当時、鎖国の日本では発表の機会はありませんでしたが、西洋の数学者より早く発見した数式も多くあります。和算家たちは、こうして高次方程式の計算を算木によって行っていました。一畳、二畳分の大きさの算盤（算木を置きます目のある盤）を使い、時間もかかったので、特殊なそろばんが開発されました。これを「天元そろばん」といいます。江戸時代も後期になると、そろばんは商人、和算家、役人（武士）など、広く庶民の間にいきわたり、生活の中に溶け込んできました。同時に製造技術も発達し、精巧な日本式そろばんが大量につくられるようになりました。

時代は明治に代わり、1881年（明治13年）「教育令」が發布され、小学校3年生までが義務教育になりました。

昭和に入り、1935年（昭和10年）の教科書改訂に際して「算術教育の大綱」がつくられ、小学校ではそろばんが必須になりました。

（出典：トモエそろばんホームページ、「そろばんの歴史」より）